

とくてい 特定の びょうき 病気 や しょうがい 障害 を りゆう 理由 に、
こ 子ども が できなくなる 手術 など を うけた 人は、
きゅうゆうせいほ ごほういちじきんしきゅうほう
「旧優生保護法一時金支給法」に 基づき
くに 国 から お金 を うけとる ことができます。

きゅうゆうせいほ ごほういちじきんしきゅうほう 「旧優生保護法一時金支給法」について

- 平成 31年 4月 24日 に 法律 が できました。
- この 法律 には、本人 の 気持ちを きかれる ことなく
子ども が できなくなる 手術 など を 受け、心 や
からだ に 大きな 苦しみ や 痛み を うけた こと に
ついて おわび すると かねて あります。
- この 法律 は、子ども が できなくなる 手術 など を
うけた 人 に、お金 を 払う と かねて あります。

せいきゅう きげん
請求 期限

れいわ ねん がつ にち
令和6年4月23日

はや
お早め に
そうだん
相談 して
ください



きゅうゆうせいほ ごほう そうだんまどぐち 旧優生保護法相談窓口

ばしょ おおいたけん けんこう しえんか
場所：大分県 健康づくり支援課

でんわ そうだん せんよう
電話相談 (専用)

097-506-2760

メール 相談 (専用) sodan12210@pref.oita.jp

ふあつくす
FAX

097-506-1735

*相談窓口 に 来たい ときは 先に 連絡 を してください。
しゅわつうやく くるまいす ひつよう かた
手話通訳・車椅子 など 必要な 方は おしらせ ください。

うけつけ じかん
受付 時間

8:30~17:15

げつよう きんよう
月曜 から 金曜

やす しゅくじつ ねんまつねんし
休み：祝日、年末年始



おおいたけん
大分県
ホームページ



かね お金を うけとる こと が できるの は、どの ような 人 ですか。

◇昭和 23年 9月 11日 から 平成 8年 9月 25日 まで の間に、
 ・子ども が できなくなる 手術 を うけた 人
 ・子ども が できなくなる ように 放射線 を あてられた 人
 です。



かね お金を うけとる 手続 の しかた や、わから ない こと は、どこで おしえて くれますか。

◇わから ない こと は、旧優 生保 護法 相 談窓 口 に きいて くださ い。
 連絡 先 は おもて 側 に かいて います。

◇だれか、手 伝 っ て くれる 人 が いなく ても 安 心 して 相 談 して くださ い。



かね お金を うけとる た め の 方 法

①

請求 書 を かき ます
相談 窓 口 に あり ます
 ※相 談窓 口 に あり ます

②

手続 に 必要 な 資料 を あつ め ます
必要 な 資料 は 相 談窓 口 で 説明 しま す
 ※必要 な 資料 は 相 談窓 口 で 説明 しま す

資料 の 例

- ・手術 を うけた こと が わかる 診断 書
- ・障 害 者 手 帳 の コピー など

③

大 分 県 庁 の 窓 口 に
 ① 請求 書 と ② 資料 を だ しま す

請求 書 や 資料 は、
 郵便 で だす こと が
 でき ます。



<請求 書 など を おく る と ころ>

